

2017年度 保険期間 平成29年5月31日～平成30年5月31日

一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会 会員構成員の皆様へ

# 建築設備賠償責任保険 ご加入のおすすめ

(専門事業者賠償責任保険)



一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会  
一般社団法人 東京都設備設計事務所協会  
引受保険会社  
三井住友海上火災保険株式会社

# 建築設備賠償責任保険制度の概要

## ○この保険制度の特徴

- (1) 建築設備事務所を賠償事故から守るために独自に開発した保険です。
- (2) 1年間に行われる業務を包括的にカバーします。
- (3) 保険料は経費として損金処理できます。(平成29年3月現在)
- (4) お支払いは口座振替による2回払です。
- (5) 事務所の実態に合わせて選べる2つのタイプがあります。

## ○保険の対象となる建築設備業務

一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会の会員構成員且つ東京都設備設計事務所協会の会員企業(協力会員は除く)およびその役職員が行う建築設備の設計・工事監理に関する業務が保険の対象となり、以下のいずれかに該当するものは除きます。

- (1) 建築士法第3条に定める一級建築士でなければならない設計または工事監理
- (2) 建築士法第3条の2に定める一級建築士または二級建築士でなければならない設計または工事監理
- (3) 建築士法第3条の3に定める一級建築士、二級建築士または木造建築士でなければならない設計または工事監理

※上記の除外業務とは建築設計・構造設計など建築士資格を有する者のみが行える業務に対してはこの保険の対象にならないことを示しております。

## ○被保険者(保険契約により補償を受けられる方)

この保険において被保険者は以下のいずれかに該当する者をいいます。

- (1) 記名被保険者
- (2) 記名被保険者の役員または使用人であって、専門業務を行う者または行っていた者。
- (3) 記名被保険者の役員または使用人であった者で、専門業務を行っていた者。

※上記(1)～(3)はこの保険の補償対象者を示しています。

この保険は一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会の会員構成員且つ東京都設備設計事務所協会の会員企業(協力会員は除く)及びその役職員が行った建築設備の設計・工事監理に関する業務が保険の対象となります。

※申込人と被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

## ○補償の内容(保険金をお支払いする主な場合)

建築設備士が日本国内で行った建築士法第20条第5項に定める建築設備の設計・工事監理に関する業務に起因し、以下のいずれかに該当するような損害を他人に与えた結果、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされ、**法律上の賠償責任(必ずしも裁判上の確定判決によることを要しません)**を負うことにより被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、他人の身体障害・財物損壊に対する賠償責任損害は補償の対象外になります。

- (1) 設計図書の中で指示した給湯設備のキャパシティが小さく所定の性能が出せなかったため、再施工が必要となった。
- (2) 配管の設計にあたり周辺のダクト等の調査を怠った結果、接続先の変更を余儀なくされた。
- (3) 設計図書の中で指示した設備構造物の強度が不足し、補強工事等が必要となり、追加工事発注費用が発生した。
- (4) 設計図書の中で指示した設備工事が施工困難となったため、追加工事等の発注費用が発生した。等

# ○お支払いの対象となる損害

## (1)お支払いの対象となる損害

お支払いの対象となる損害は次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき損害賠償金(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
②争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

特約に別の規定がある場合を除き、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を引き、縮小支払割合を乗じた額をお支払いします。(下記の「(2)お支払いする保険金の計算例」をご参照ください。)ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。なお、事前に引受保険会社の承認が必要となりますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

被保険者が被害者に対して支払わなければならない賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。

被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

## (2)お支払いする保険金の計算例

認定損害額から免責金額を引き、その額に縮小支払割合(90%)を掛けた金額をお支払いします。

プラン1 免責金額10万円

プラン2 免責金額50万円

(例)100万円の損害があった場合は、81万円の支払になります。(プラン1 免責10万円タイプの場合)

支払保険金(81万円) = (100万円 - 10万円) × 90%

# ○保険金をお支払いしない主な場合

- (1) 被保険者の故意または重過失による法令違反
- (2) 被保険者の履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求
- (3) 誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による名誉損または人格権侵害に対する損害賠償請求
- (4) 戦争、変乱、暴動または騒じょう
- (5) 地震、噴火、洪水、津波または核物質の危険性もしくは放射能汚染
- (6) 業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- (7) 業務を通じて知り得た秘密の漏えい、または自己の利益のための使用
- (8) 水利権、道路利用権、日照権、眺望権その他これらに類似した権利の侵害
- (9) 騒音、振動、土砂崩れ、土砂の流出もしくは流入、または土地の沈下、隆起、移動もしくは軟弱化
- (10) 地下水の増減、水温の変化または電波障害
- (11) 手数料または報酬の見積もりまたは返還に起因する損害賠償請求
- (12) 違約金に相当する金額の支払いに関する損害賠償請求
- (13) 不完全な業務の再履行または補完の費用に起因する損害賠償請求
- (14) 建物・設備・工作物等の経年劣化に関する損害賠償責任
- (15) 建物および設備の瑕疵担保責任
- (16) 原子力施設の設計業務に起因する損害賠償請求
- (17) 日本国外の建築物の設計業務に起因する損害賠償請求
- (18) 建築設備以外の目的物の設計業務に起因する損害賠償請求
- (19) 身体の障害(傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。)または精神的苦痛に対する損害賠償請求
- (20) 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難(それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。)に対する損害賠償請求
- (21) 被保険者の下請負人または共同事業者からなされた損害賠償請求
- (22) 専門業務の提供に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合に、その資格を有さない、または免許もしくは許可または認可等を受けていない間に被保険者が行った行為

(23) 専門業務の提供に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、その届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。  
また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

## ○保険料の算出方法

この保険契約では、ご加入時に「把握可能な最近の会計年度(1年間)の実績数値」(建築設備設計業務と工事監理に関する業務にかかわる売上高)に基づいて算出されるあらかじめ確定した保険料を払い込んでいただきます。

○ご加入の際には、保険料算出に必要な資料<sup>(注)</sup>を引受保険会社にご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

<sup>(注)</sup>実績数値の記載がある申込人または被保険者作成資料の写しおよび引受保険会社様式による「告知書」が必要となります。

○新設法人等で、契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の実績がない場合は、以下のいずれかの方法により保険料の精算を行う必要があります。

ア. 2017年4月末時点で過去1年間の実績数値が確認できる場合

⇒ ご加入時に「2017年5月から2018年4月末までの1年間」における見込み数値に基づいて暫定保険料を払込みいただき、満期後にその期間中における確定数値に基づいて計算した確定保険料との差額を精算します。

イ. 上記ア. の「1年間の実績数値」が確認できない場合

⇒ ご加入時に「保険期間中」における見込み数値に基づいて暫定保険料を払込みいただき、満期後にその期間中における確定数値に基づいて計算した確定保険料との差額を精算します。

## ○保険料の割増制度

ご加入後過去5年間の事故件数によって、次の割増率が適用されます。

(2013年5月1日以降の発生事故についてカウントを行います。)

- (1) 受取保険金が100万円以上の保険金請求を行った場合 ⇒ 割増率100%
- (2) 受取保険金が100万円以上の保険金請求を2回以上行った場合 ⇒ 割増率100% 縮小支払割合50%
- (3) 受取保険金が100万円以上の保険金請求を3回以上行った場合 ⇒ 割増率200% 縮小支払割合50%

## ○支払限度額および保険料(例)

### プラン(1) 免責金額10万円・縮小支払割合90%コース

年間売上高 支払限度額	年間保険料(円)								
	2,000万円	3,000万円	5,000万円	1億円	3億円	5億円	10億円	20億円	30億円
500万円	35,750	53,630	89,380	178,750	536,260	893,760	1,787,520	3,575,040	5,362,560
1000万円	37,160	55,740	92,900	185,810	557,420	929,040	1,858,080	3,716,160	5,574,240
3000万円	50,800	76,200	127,010	254,020	762,050	1,270,080	2,540,160	5,080,320	7,620,480
5000万円	62,560	93,840	156,410	312,820	938,450	1,564,080	3,128,160	6,256,320	9,384,480
1億円	87,260	130,890	218,150	436,300	1,308,890	2,181,480	4,362,960	8,725,920	13,088,880

### プラン(2) 免責金額50万円・縮小支払割合90%コース

年間売上高 支払限度額	年間保険料(円)								
	2,000万円	3,000万円	5,000万円	1億円	3億円	5億円	10億円	20億円	30億円
500万円	30,000	37,260	62,090	124,180	372,550	620,920	1,241,840	2,483,680	3,725,520
1000万円	33,000	38,730	64,540	129,090	387,260	645,430	1,290,860	2,581,720	3,872,580
3000万円	40,000	52,940	88,240	176,470	529,420	882,360	1,764,720	3,529,440	5,294,160
5000万円	47,000	65,200	108,660	217,320	651,970	1,086,610	2,173,220	4,346,440	6,519,660
1億円	60,620	90,930	151,550	303,110	909,320	1,515,540	3,031,070	6,062,140	9,093,210

※まず上記(1)(2)の2プランの中からプランを選び、ご希望の支払限度額を取扱代理店にお伝え下さい。

(注1) 上記の支払限度額は一事故および保険期間中の支払限度額となります。

(注2) 売上高がこの表の中間にある場合は、所定の計算式によって保険料を算出することとなります。

(注3) 最低保険料は3万円です(支払限度額500万円の場合)。支払限度額によって最低保険料が変わります。また、売上高が10億円を超える場合は、取扱代理店までご照会ください。

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。法律上の損害賠償金のみならず、争訟費用を含めたすべての保険金の合計額に対してこの限度額が適用されます。

免責金額は、保険金としてお支払いする一連の損害賠償請求ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

お客さまが実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、加入申込書の「支払限度額」欄または「免責金額」欄にてご確認ください。

## ○制度の取扱い・お申込方法

### 1. 加入資格

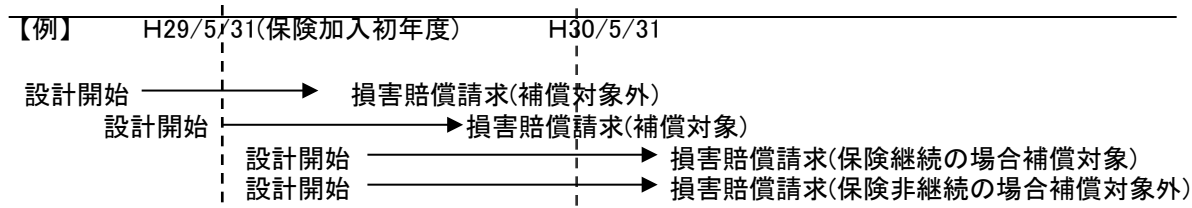
この保険は、一般社団法人東京都設備設計事務所協会が保険契約者となる団体契約です。ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合があります。

◇申込人	一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会の会員構成員且つ東京都設備設計事務所協会の会員企業(協力会員は除く)に限ります。
◇記名被保険者	一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会の会員構成員且つ東京都設備設計事務所協会の会員企業(協力会員は除く)に限ります。

### 2. 補償期間(保険期間)

#### **平成29年5月31日(午後4時)から1年間**

(注)この保険は保険期間中に被保険者が損害賠償請求を受けた場合に保険金支払対象となります。



### 3. 加入方法・ご注意

- (1) 取扱代理店より保険制度の説明および加入手続きを行います。同封されている加入申込票に必要事項を記入の上取扱代理店(株アイエージェント)宛にFAX頂きますようお願いいたします。  
その後加入申込票・振込のご案内・見積書を郵送しますので、その書類に必要事項を記入・押印し、保険料をお振込の上ご返送下さい。詳細については取扱代理店もしくは引受保険会社にお問い合わせください。
- (2) 申込人および被保険者には、ご加入時に加入申込票(引受保険会社にご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社にご告知いただいたものとなります。)。加入申込票に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。  
この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。  
補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- (3) 申込人と被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

#### 4. 保険料払込方法

##### (1) 継続加入の皆様

保険料の払込方法は、年間保険料を2回分割での口座振替にてお支払いいただきます。

口座登録のない会員様には口座振替用紙を同封しておりますのでご記入の上ご返送をお願いいたします。

すでに口座登録済の会員様については、2017年5月31日更改の保険料は登録済の口座より引き落としとなります。引落口座の変更をご希望される方は、東京都設備設計事務所協会事務局までご連絡ください。

##### (2) 新規加入の皆様

保険料の払込方法は、口座振替で年間保険料の半額を払い込む2回払となります。

同封の口座振替用紙に保険料の引落口座のご記入をお願い申し上げます。

## ○事故発生時の注意点

### (1) 損害賠償請求がなされた場合の引受保険会社へのご連絡等

損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合には、直ちに東設協事務局に次の事項をご連絡ください。

○損害賠償請求を最初に知った時の状況 ○申し立てられている行為 ○原因となる事実

一般社団法人 東京都設備設計事務所協会 事務局

**ご連絡先 03-5276-1400**

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス

事故は いち早く

「三井住友海上事故受付センター」

**0120-258-189** (無料)へ

なお、上記のご連絡をいただいた後に、遅滞なく引受保険会社に書面によりご通知いただく必要があります。

### (2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金のご請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。

※2 事故の内容、損害の額等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 <sup>(注)</sup> (注) 損害賠償が請求された、または損害賠償の請求がなされるおそれのある状況を最初に知ったときの状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責自由該当性を確認する書類
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ① 損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類 ② 損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類 ③ 共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	売買契約書、購入時の領収書、保証書、被害物の写真・画像データ、修理見積書・請求書・領収書・受領書、全部(個人)事項証明書示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償金の支払いを証する書類  権利移転証(兼)念書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ① 保険金請求権者を確認する書類 ② 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類 ③ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類 ④ 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 引受保険会社所定の同意書  示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知 委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■ 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類<sup>(注1)</sup>をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項<sup>(注2)</sup>の確認を終えて保険金をお支払いします。<sup>(注3)</sup>

(注1) 保険金請求に必要な書類は、P6の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款および約款に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■ 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。

■ 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者より優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

(3) <示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。>

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決できるようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

## ○契約内容変更時の連絡

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合にはあらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

○保険料算出の基礎数値に変更(増加または減少)が生じる場合

○保険の対象(施設・業務等)に変更(追加および削除を含みます。)が生じる場合

○ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

○加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合

○上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

## ○ご注意いただきたいこと

### 1. 保険会社が経営破綻した場合等のお取り扱いについて(平成29年3月現在)

○引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。

○この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。)

○補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

### 2. 代理店の役割

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。



3. この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例  
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例  
自動車購入・車検の斡旋  
上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

○契約等の情報交換制度について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の中で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

4. ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

5. ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

●団体窓口

一般社団法人 東京都設備設計事務所協会  
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋1-5-6 協和ビル3F  
TEL:03-5276-1400 FAX:03-5239-0245

●ご相談 お申し込み先

取扱代理店  
株式会社アイ・エージェント 担当: 宍戸  
東京都中央区明石町1-29-405  
TEL:03-3543-1670 FAX:03-3543-1653

引受保険会社  
三井住友海上火災保険株式会社  
東京南支店 第一支社  
東京都中央区日本橋3-1-6 八重洲ビル9F  
TEL:03-5299-7661 FAX:03-3278-3787